

## 第5章 まとめ

本報告では、統計資料等に基づき、最近の性犯罪の動向、処遇の各段階において取り組まれている各種施策を概観したほか、性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け、平成20年7月1日から21年6月30日までの間に裁判が確定した者を対象として特別調査を行い、多様な性犯罪者の実態を明らかにするとともに、裁判確定から5年が経過した時点における再犯の有無及び再犯の内容等を見ることによって、再犯に関連する要因等の検討を行った。さらに、性犯罪前科のある者を対象として、その前科に係る事件の概要等を見ることによって、性犯罪を繰り返して行う者の特徴についても明らかにした。

本章では、性犯罪の動向、多様な性犯罪者の実態を概観した上で、性犯罪者に対して、今後の再犯防止対策を検討する上で留意すべきと思われる点について考察する。

### 第1節 性犯罪の動向

本節では、第2章の性犯罪の動向分析を基に、強姦と強制わいせつに着目した上で、それぞれの特徴について概観する。

#### 1 発生状況及び処理状況

近年の認知件数を見ると、強姦は減少傾向にあるが、強制わいせつは増加傾向にある。平成26年における処遇の各段階での処理状況等を見ると、検挙件数、検察庁の終局処理人員、入所受刑者人員、少年院入院者人員、保護観察開始人員において、それぞれ、強制わいせつが強姦を上回っている。特に、強制わいせつの検挙件数、検挙人員は、統計を取り始めた昭和41年以降で最多であった。

被害者と被疑者の関係を見ると、強姦、強制わいせつ共に、被害者が「親族」及び「面識あり」の割合が上昇傾向にある。また、被害者の年齢層を見ると、強姦、強制わいせつ共に、一貫して未成年者や20～29歳の者の割合が高い。特に13歳未満の被害者数では、平成26年は7年と比べて、強姦の被害者、強制わいせつの男子の被害者で、それぞれ増加している。

平成26年の強姦、強制わいせつの科刑状況を見ると、執行猶予率は、通常第一審における終局処理人員総数と比べて、強姦では低く、強制わいせつでは高い。刑期が5年を超える者の人

員について、26年は7年と比べて、強姦では約3.4倍に、強制わいせつでは5倍に、それぞれ増加している。

強姦、強制わいせつ共に、平成26年の仮釈放率は、出所受刑者総数より高いものの、刑の執行率が低い段階で仮釈放が許される者の占める割合は、有期刑の仮釈放許可決定人員の総数と比べて低い。

平成26年の保護観察開始人員における執行猶予者の保護観察率は、執行猶予者総数（10.0%）と比べて、強姦では20.3pt、強制わいせつでは14.8pt高い。

強姦、強制わいせつの者の一般的な特徴は次のとおりである。まず、検挙人員の年齢層を見ると、強姦、強制わいせつ共に、少年の割合は、昭和60年ではそれぞれ30%台と他の年齢層と比べて最も高かったが、平成26年にはそれぞれ10%台まで低下している。もっとも、少年による強姦の検挙人員は、19年以降おおむね横ばいであり、強制わいせつの検挙人員は、19年から増加傾向である。一方で、20～29歳及び30～39歳の者の割合は、一貫して約5割から6割を占め、更に近年の検挙人員における高年齢化は、強姦、強制わいせつにおいても見られる。

入所受刑者の犯行時の生活環境及び居住状況を見ると、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数と比べて、有職者の割合は高く、住居不定の者の割合は低い。さらに、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数と比べて、未婚の者の割合は高く、高校卒業以上の学歴を有する者の割合についても、同様に高い。

強姦、強制わいせつの出所受刑者の帰住先を見ると、仮釈放者、満期釈放者共に、出所受刑者総数と比べて「父・母」のもとに帰住する者の割合が高い。もっとも、強姦、強制わいせつ共に、満期釈放者の約4割が、適当な帰住先がない「その他」であった。

## 2 再犯者・再入者の状況

強姦の再犯者率は、おおむね横ばいであり、一般刑法犯の再犯者率より高い。強制わいせつの再犯者率は上昇傾向にあり、平成23年までは一般刑法犯の再犯者率より高く、その後はほぼ同程度である。さらに、強姦、強制わいせつの成人の検挙人員に占める有前科者率は、一般刑法犯の有前科者率よりおおむね高い。

一方、最近20年間の再入者率を見ると、強姦、強制わいせつ共に低下し、平成26年の再入者率は、強姦では14.9%、強制わいせつでは29.8%と、入所受刑者総数の再入者率（59.3%）と比べると顕著に低い。再入者率の低下は、強姦では、総数が減少している中で、再入者の減少幅が初入者の減少幅より大きく、強制わいせつでは、総数が増加している中で、初入者の増加

幅が再入者の増加幅より大きいことによる。

強姦，強制わいせつの同一・同種罪名再入者の割合は，強姦で35.0%，強制わいせつで45.5%であり，窃盗や覚せい剤取締法違反ほど高くないものの，殺人や強盗より高い。

強姦，強制わいせつ共に，出所受刑者総数と比べると，満期釈放者及び仮釈放者のいずれにおいても，5年以内累積再入率及び10年以内累積再入率は低い。また，再入者の再犯期間を見ると，強姦は，再入者総数と比べると，2年未満で再犯に及ぶ者の割合が低く，5年以上で再犯に及ぶ者の割合が高い。特に29歳以下の者で，その傾向が見られる。一方，強制わいせつは，再入者総数の再犯期間と同様の傾向で，2年未満で再犯に及ぶ者の割合が高い。また，再入者の帰住先別の再犯期間を見ると，強姦，強制わいせつ共に，「親族等」の者と比べて，「その他」の者には再犯期間が短い者の割合が高い。特に，強制わいせつにおいて，再犯期間が6か月未満の者の割合に，「親族等」と「その他」では21.1ptの開きがある。

強姦，強制わいせつ共に，保護観察終了時に無職であった者は，有職であった者と比べて，取消・再処分率は高い。

## 第2節 性犯罪者類型ごとの特徴

本節では，性犯罪者類型（以下「類型」という。）ごとの基本的属性，前科，再犯状況等を示すデータ及び今回の特別調査から得られたその他のデータのうち，参考となるデータを示すことによって，類型ごとの特徴について概観する。

### 1 単独強姦型

初回の性非行・性犯罪時の年齢が29歳以下の者の割合は約6割である。2割弱の者に非行による保護処分歴があり，そのうち，性非行による保護処分歴のある者の割合は約4分の1である。前科のある者の約半数は性犯罪以外の前科を有している。複数回の性犯罪前科のある者の多くは，以前に単独強姦や強制わいせつに及んでいる。再犯者の4分の3は，性犯罪以外の再犯に及んでいる。中学卒業（義務教育未了，高校在学及び高校中退を含む。以下この章において同じ。）の学歴の者の割合は4割強である。

単独強姦型は，年齢の低い時から，性非行・性犯罪に限らず一般的な非行・犯罪傾向が認められる者が多く，性犯罪を繰り返す者や異種犯罪に及ぶ者が一定数含まれている。

## 2 集団強姦型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が約8割である。前科のある者は約3割であり、そのほとんどが性犯罪以外の前科である。また、4割弱の者に保護処分歴があり、そのほとんどが性非行以外の非行である。本類型に該当する再犯調査対象者53人のうち、再犯者は1人であり、性犯罪以外の再犯である。中学卒業の学歴を有する者の割合は約7割である。

集団強姦型は、年齢の低い時から、性非行・性犯罪以外の非行・犯罪への親和性が高い者が多い。

## 3 強制わいせつ型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が4割強、30～39歳及び40歳以上の者は、それぞれ約3割であり、中高年になって初めて性犯罪に及んだ者が一定数いる。性犯罪者前科のある者は約2割であり、条例違反の前科がある者が多い。複数回の性犯罪前科のある者の多くは、痴漢行為を繰り返していた者であるが、強姦や痴漢行為以外の強制わいせつに及んでいた者も一定数いる。再犯者の約半数は性犯罪の再犯に及んでおり、その過半数は条例違反である。既婚の者の割合は約4割であり、有職者の割合は約8割である。

強制わいせつ型には、痴漢行為を繰り返している者と、単独強姦や痴漢行為以外の強制わいせつに及んでいる者がそれぞれ一定数含まれている。

## 4 小児わいせつ型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が約4割、30～39歳以下の者が約2割、40歳以上の者が約4割であり、犯行時の年齢を見ると50歳以上の者が約3分の1を占めている。性犯罪前科のある者は1割強であるが、複数回の性犯罪前科のある者の多くは、小児わいせつ型に当てはまる前科を有している。再犯者のうち、性犯罪再犯（刑法犯）ありの者の割合が他の類型と比べて高く、そのほとんどは、小児わいせつ型に当てはまる再犯である。中学卒業の学歴を有する者は約半数であり、未婚の者も過半数である。

小児わいせつ型の者について、対象者と被害者との関係を見ると、1割強が親族であり、3割強が親族以外の面識のある者であった。親族以外の面識のある者との関係性について見ると、日頃から関わりのある者が多い。

小児わいせつ型には、中高年になってから性犯罪に及ぶ者や、複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず小児を対象とした性犯罪を繰り返している者が一定数含まれている。

## 5 小児強姦型

初回の性非行・性犯罪時の年齢層は、29歳以下、30～39歳、40歳以上の区分でそれぞれ3割前後である。犯行時の年齢を見ると、19歳以下の者が1割弱である。性犯罪前科のある者の割合は1割強であり、性非行の保護処分歴のある者はいなかった。中学卒業の者の割合は過半数である。

小児強姦型の者について、対象者と被害者との関係を見ると、3割弱が親族であり、親族以外の面識のある者は4割弱であった。親族以外の面識のある者について、面識のきっかけの過半数はインターネットの出会い系サイト等によるものであった。

小児強姦型には、性犯罪前科のない者で、中高年になって、親族や面識のある被害者との関係性を利用して犯行に及ぶ者が一定数含まれている。

## 6 痴漢型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が4割強であるが、40歳以上の者も2割強である。性犯罪前科のある者は85.0%で、そのほとんどは条例違反であるが、強制わいせつの前科を有する者も一定数いる。保護処分歴のある者の割合は1割弱である。調査対象事件で初めて実刑に処せられた痴漢型の者56人について、条例違反による前科の内容を詳細に見ると、43人に罰金前科があり、30人に単純執行猶予前科があり、7人に保護観察付執行猶予前科がある（重複計上による。）。また、罰金の回数では、複数回の者は7割強を占めていた。再犯率は44.7%と、他の類型と比べて最も高く、再犯者の7割が条例違反による再犯である。性犯罪再犯（刑法犯）ありの者も一定数存在し、その8割強が強制わいせつである。大学進学（大学在学・中退・卒業をいう。以下この章において同じ。）の割合は3割強である。

痴漢型には、複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず、痴漢行為を繰り返している者が多いが、強制わいせつの前科のある者や強制わいせつの再犯に及ぶ者も一定数含まれている。

## 7 盗撮型

初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が約半数である。前科のある者は8割弱であるが、そのほとんどは、条例違反であり、強制わいせつの前科がある者は少ない。保護処分歴のある者の割合は1割弱である。再犯率は36.4%で、再犯者の4分の3は条例違反による再犯であり、性犯罪再犯（刑法犯）ありの者はほとんどいない。未婚の者、大学進学の者の割合が他の類型よりも高い。

盗撮型には、複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず、条例違反を繰り返している者が多い。

### 第3節 性犯罪者に対する再犯防止策

本節では、前節までで明らかにした懲役刑の有罪判決を受けた性犯罪者の特徴を踏まえて、それらの者に対する再犯防止策について考察する。

#### 1 初期対応の重要性

##### (1) 少年、若年者、初入者

##### ア 可塑性のある少年等への処遇の重要性

今回の特別調査の対象者の初回の性非行・性犯罪時の年齢を見ると、29歳以下の者の割合が約5割であり、特に複数回の性犯罪前科のある者では、その割合が約7割を占める。また、近年、少年による強制わいせつの検挙人員、少年鑑別所被収容者人員、少年院入院者人員、保護観察開始人員は、それぞれ高止まり又は増加傾向にあり、入所受刑者のうち、29歳以下の者の人員についても、強姦では横ばい、強制わいせつでは増加傾向にある。さらに、強姦、強制わいせつ共に、入所受刑者総数と比べて初入者の割合は高い。

少年、若年者、初入者が再犯の連鎖に陥ることを早期に防ぐためには、集中的な指導及び支援を行うことが重要であり、矯正、更生保護の段階においては、個々の対象者について、保護処分歴・前科、生活環境、交友関係、心身の状況や社会復帰上必要な技能や知識等を的確に把握した上で、必要な支援及び指導を行っている。性犯罪者に対しても、それらの指導等を引き続き行うとともに、可塑性のある少年等の時期に、性非行・性犯罪に結びつく偏りのある認知の修正を図るなど、それぞれの問題性に応じた働き掛けが必要である。

##### イ 少年に対する処遇プログラムの充実及び拡大

少年に対する処遇プログラムの充実を図るためには、適切な受講対象者の選定が必要となる。従来から、少年鑑別所では、性非行に結びつく要因を分析し、有効な処遇指針を策定するため、通常の面接に加えて、知能検査、各種心理検査、精神科診察等を必要に応じて組み合わせるなど、精密な鑑別を実施してきたところ、平成27年6月からは、性非行に係る再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握するためのツールである法務省式ケースアセスメント

ツール（性非行）（MJCA（S））を導入し、本件非行が性非行である男子に対して実施しており、少年院における性非行防止指導の対象者選定の手続面での充実化が図られている。今後は、ケースの蓄積によって同ツールに関する検証が進み、更なる精度の向上が図られることによって、性非行防止指導の効果の向上が期待される。

また、少年による強制わいせつの検挙人員が増加傾向にあることや、強制わいせつの少年の3割強が保護観察に付されることなどを踏まえると、仮釈放者や保護観察付執行猶予者に対する再犯防止に一定の効果を上げていることが示唆された性犯罪者処遇プログラムについて、少年の保護観察対象者に対してもその知見や技法を活用することが望まれる。全国の少年院において、平成27年6月から性非行防止指導が実施されており、これに引き続き、性非行のある少年院仮退院者に対して、社会内においてもその内容を踏まえた指導を実施することは、より一層処遇の効果を高めるものと期待される。

## ウ 家族の更生支援機能の向上

強姦、強制わいせつの保護観察開始人員の居住状況を見ると、いずれの種別においても、両親と同居の者の割合は、保護観察開始人員の総数と比べて高いことから、これらの者の立ち直りには、家族の支援が重要な要素となる。少年院や保護観察所においては、保護者会や家族プログラム等を通じて、また、若年の受刑者を収容する少年刑務所においても、保護者会や各種行事への保護者の参加等を通じて、保護者への働き掛けを積極的に行っている。これらの機会を通して、家族関係の問題を調整したり、矯正施設・保護観察所の担当者と保護者や引受人との間で対象者の問題性や必要な支援内容等を共有したり、矯正施設・保護観察所が保有している更生のために活用できる関係機関の情報を提供したりするなどして、家族の更生支援機能を高めることが重要である。

## エ 初入者へのきめ細かい処遇

強姦、強制わいせつの入所受刑者では、初入者の占める割合が一貫して高く、初入者では、保護処分歴のない者が約9割を占めている。また、今回の特別調査における受刑者の刑期について、参考までに平成26年の入所受刑者総数と比べると、刑期の長い者の割合が高い。強姦、強制わいせつの初入者の処遇に当たっては、他の罪名の受刑者とは異なる基本的属性や生活環境等の特徴を踏まえるとともに、比較的長期間の受刑中に予測される生活環境の変化等も視野に入れた計画的かつきめ細かい処遇を行う必要がある。例えば、処遇プログラムを含め各種指

導の実施時期や刑期に見合ったその後の継続的な指導等について考慮する必要もあると考える。

## (2) 痴漢事犯者

### ア 刑事処分の早い段階での処遇等の重要性

今回の特別調査から、痴漢行為により懲役刑の実刑に処せられた者の大多数は、それまでに痴漢行為で複数回の罰金、執行猶予の処分を受けているにもかかわらず痴漢行為を繰り返していることが明らかになった。また、痴漢型は、他の類型と比べて、再犯率が高く、短期間のうちに再犯に及ぶ傾向にある。さらに、再犯率を詳しく見ると、出所受刑者で最も高く、次いで保護観察付執行猶予者、単純執行猶予者の順であり、懲役刑の受刑に至るまでに犯罪傾向が進んでいる者が少なくないことが明らかになった。

これらの状況から、痴漢事犯者の再犯防止のためには、痴漢行為が常習化する前のより早い段階において、痴漢行為に及ぶ問題性に働き掛けることが重要である。痴漢型の初回の性非行・性犯罪時の年齢は、29歳以下の者が4割強を占めている。また、保護処分歴のある者の割合も低い。可塑性のある少年、若年の時期に痴漢行為に及んだ者に対しては、常習化に至る前に、痴漢行為やその刑罰に対する安易な受け止め方の修正を図るとともに、痴漢行為に及ぶ自己の問題性を見つめさせるような機会を設け、さらにその問題性等に特化した働き掛けを集中的に行うことが必要である。

### イ 処遇プログラムの効果的な運用

痴漢事犯を含めて保護観察付執行猶予者に対しては、保護観察所において、概ね2週間に1回、全5課程の性犯罪者処遇プログラム（コア・プログラム）を実施している。今回の特別調査から、痴漢型の保護観察付執行猶予者のうち3割強が痴漢等の条例違反の再犯に至っていること、性犯罪再犯に及んだ者のうち、痴漢型の再犯期間は、他の類型に比べて短いこと、執行猶予の区分別の全再犯の累積再犯率を見ると、調査対象事件の裁判確定から5年が経過した時点では、保護観察付執行猶予者の累積再犯率が単純執行猶予者のそれと比べて8.2pt高いものの、裁判確定日から3か月未満までは、保護観察付執行猶予者の方が単純執行猶予者よりもわずかながら低いことなどが明らかになった。これらの状況から、コア・プログラムの受講修了後も、性犯罪者の特性を踏まえた継続的な働き掛けを充実していくことが重要と考えられる。

また、平成24年に、法務省矯正局が公表した「刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受



講者の再犯等に関する分析」の中で、迷惑行為防止条例違反者に対する処遇プログラムは、明確な効果を確認するまでに至らなかったこと、今後、我が国において痴漢事犯者に効果があるプログラムを独自に開発していく必要性があることが言及された。その後、その刑期の長さに対応したプログラムの開発を進めていく中で、痴漢事犯者に対する処遇に当たり、特別な配慮等の有無や本来受講させるべき密度のプログラムを短縮して実施することの有効性等について検討されているが、今回の特別調査の結果からも明らかになった痴漢事犯者の再犯率の高さ等も踏まえて、よりその問題性に焦点を当てた指導の実施方法等について検討されることが望まれる。

## 2 性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇

### (1) 処遇プログラム

#### ア 受講対象者への幅広い実施と継続的な働き掛け

刑事施設では、スクリーニング及び性犯罪者調査の結果、性犯罪再犯防止指導の受講の必要性があると判断された対象者であっても、刑期の問題等から、現状においては、全ての対象者に必ずしも実施できている状況にはない。同様に、保護観察所でも、仮釈放後の保護観察期間が短いため、コア・プログラムの受講期間を確保できない者もいる。これらの問題は、直ちに解消できるものではないが、性犯罪者の特性を踏まえた指導をより幅広く実施できる体制を築くことが望まれる。

加えて、強姦の出所受刑者は、出所受刑者総数と比べて、出所後相当の期間を経過してから再犯に及ぶ者の割合が高いことから、より長期間かつ継続的な働き掛けが必要になる。特に、強姦の保護観察付執行猶予者の保護観察期間は、4年を超える者の割合が高いことから、コア・プログラムの修了から引き続き性犯罪者の生活実態把握と指導を行う指導強化プログラムの一層の充実を図るなど、性犯罪者の特性を踏まえた指導を継続していくことが重要であろう。

#### イ 実施者の育成

処遇プログラムの効果を上げるためには、適切な受講対象者の選定や再犯防止について実証的な裏付けのある処遇プログラムの内容のほかに、実施者の技術が重要であるとされる。実施者には、性犯罪者の特性や問題性についての正確な知識や理解、指導技法等の習得が求められる。具体的には、指導場面において、受講対象者に処遇プログラムの受講への動機付けを高めるほか、集団によるプログラムでは受講対象者同士の対話を促進し、各受講対象者の更生に向

けた意欲を喚起する雰囲気醸成するなど、適時適切に介入する技術が求められる。そのため、矯正施設及び保護観察所においては、これまでも実施者の育成のために、集合研修の実施、研修教材等の作成、事例研究会の開催、外部専門家によるスーパービジョン体制の確立等を通して充実化を図ってきているが、引き続き、実施者の技術の向上を図ることが望まれる。

## (2) 問題性に応じた働き掛け

今回の特別調査の結果から明らかになったように、性犯罪者特有の問題性といっても様々であることから、それらの問題性に応じた働き掛けを行うことが、性犯罪者に対する効果的な処遇につながると考えられる。具体的には、以下のような点に留意すべきであろう。

まず、強制わいせつ型に類型化された者については、強姦に近い犯行を繰り返す傾向を有する者と条例違反に近い犯行を繰り返す傾向を有する者等がいる。また、罪名が強制わいせつであっても、その犯行態様を見ると、悪質性や計画性等は様々である。そのため、その者の本件の犯行態様のみならず、性犯罪前科の内容や他の罪名による前科の内容等を踏まえ、処遇の在り方を検討することが必要である。

また、小児わいせつ型に類型化された者は、他の種類の者と比べて、同一種類の性犯罪を繰り返す者の割合が高いという問題性が浮き彫りとなったが、平成24年に公表された矯正局の処遇効果検証の課題として、逸脱した性的関心等へのより効果的な介入の在り方が挙げられていることも踏まえると、今後は、小児わいせつを繰り返す者の個々の特性等を詳細に見ることによって、それらの特性等に応じた働き掛けを行うことが重要である。

## (3) 効果的な処遇に資する実証研究の推進

今回の特別調査では、約1,500人の性犯罪者を対象として、執行猶予者は5年、出所受刑者は平均約3年を再犯可能期間として、その間における再犯の有無、再犯の内容等を調査するとともに、それぞれについて、要因ごとに再犯との関連性について分析した。出所受刑者について、再犯可能期間を十分に確保できなかったなどの限界はあったものの、要因ごとの再犯との関連性について一定の目安を示したことは意義があったと考える。また、今後、運用が予定されている刑事情報連携データベースの利活用により、性犯罪の再犯要因や処遇プログラムの効果等を検討するに当たって、大規模な調査研究を効率的に行うことが可能となるであろう。それらの再犯要因等に関する実証研究を重ね、受講対象者の選定基準の妥当性について検証することを繰り返すことで、その精度の一層の向上が見込まれ、このことは性犯罪者に対する効果

的な処遇にも資すると考えられる。

### 3 総合的な働き掛けの重要性

#### (1) 多様な特徴を有する性犯罪者に対する処遇の在り方

今回の特別調査の結果から明らかなように、性犯罪者には、性犯罪のみを繰り返す傾向がある者もいるものの、性犯罪以外の犯罪に及んでいる者もいる。特に、年齢の低い時から非行や犯罪に親和性のある単独強姦型や集団強姦型については、性犯罪以外の犯罪に及ぶ者が多いが、同一の類型を繰り返す傾向が高い痴漢型、盗撮型や小児わいせつ型についても、性犯罪以外の犯罪に及ぶ者が一定数いる。また、痴漢型や盗撮型の中には、それらの行為で、複数回検挙されたり、受刑したりしている者がおり、その過程の中で、本人を取り巻く生活環境（家族関係、職場関係等）がより厳しくなっていることもうかがわれた。そこで、性非行・性犯罪に特有な問題性に対する働き掛けだけでなく、非行・犯罪一般に対する働き掛けが重要であると考えられる。具体的には、性犯罪者に対しては、性犯罪者処遇プログラムのみならず、それぞれの特性や問題性に応じて、例えば、単独強姦型や集団強姦型の者には、性非行以外の保護処分歴のある者の割合が高いなど、早い時期から非行・犯罪に親和的な者が多いという特徴を踏まえて、交友関係、対人関係の在り方等の見直しを図ったり、また、粗暴犯による前科や保護処分歴等がある者に対しては、必要に応じて暴力防止プログラムを実施するなど、個別具体的な働き掛けを行うことが再犯防止のために有効であると考えられる。

#### (2) 帰宅先の確保

今回の動向調査において、強姦、強制わいせつの満期釈放者の帰宅先を見ると、共に約4割の者が、「親族等」（帰宅先が親族のもとや更生保護施設等）以外の「その他」であることが明らかになった。また、今回の特別調査において、満期釈放者の帰宅先別の再犯率を見ると、帰宅先が「親族等」の者と比べて、「その他」の者は高かった。法務省においては、平成24年4月から、更生保護施設に支弁する委託費を一定額加算する措置を講じて、性犯罪者をはじめ自立が困難な者等の受入れを促進しているが、生活環境の調整に当たっては、早い時期から、対象者を取り巻く家族の状況等を見極めながら、受入体制を整備し、仮釈放につなげること、社会における監督者の指導力を高めること、更には、継続的かつ長期的に、対象者やその監督者に対して支援を行うことができる機関や団体等につなげることなどが重要である。

### (3) 就労支援の充実

性犯罪者においては、就労の有無は再犯要因ではないとされることもあるが、今回の動向調査及び特別調査において、有職者に比べて無職者の再犯率が高いことが明らかになった。

就労支援には、就労先の確保から就職後の職場定着までの過程においてそれぞれの支援や指導が求められるが、就労状況やその基盤となる年齢や教育程度にも違いがあるため、それぞれの対象者に応じた処遇を行うことが必要である。

性犯罪者は、高校卒業以上の学歴を有する者が大半を占めていること、有職者の割合が高いなど、他の罪名の者とは異なる面がある。他方で、29歳以下の者の割合が高い単独強姦型、集団強姦型の者については、中学卒業の学歴の者の割合が比較的高い。少年院在院者や少年刑務所におけるこれらの者に対しては、他の少年院在院者や受刑者と同様に、就労の基盤となる教科指導を行うとともに、職業指導（職業訓練）を通しての資格取得のほか、就労を継続していく中で必要とされる対人関係スキル等の指導を積極的に実施することが必要である。保護観察処分少年や保護観察付執行猶予者に対しても、同様の就労の援助が重要である。

### (4) 関係機関や地域社会との連携強化

現在、性犯罪者の円滑な社会復帰を支援することなどを目的として、個々の性犯罪者の問題性や支援内容等を見極め、それらに対応する関係機関間で情報共有を図ったり、再犯防止の観点から矯正施設と警察庁とで情報共有を図ったりすることなどが行われているが、以下のような取組等をより一層充実することが重要と考える。

#### ア 少年の円滑な社会復帰及び再犯防止に向けた関係機関の連携

新たな少年院法においては、強姦、強制わいせつ等、性非行をした者のうち、特別な配慮を必要とするものを含めて、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する少年に対して、少年院は保護観察所と連携を図り、社会復帰支援を行うことが明文化された。少年院においては、各種検査の結果等を通して性非行をした少年の問題性を見極めるとともに、必要に応じて、保護者又は引受人を含め、保健機関、医療機関、福祉機関、教育機関や地方公共団体の担当者等の関係者と一堂に会してケースカンファレンスを行うなどしている。それらの中で、少年の問題性と支援内容等について、関係者間で情報共有し、社会資源の活用につなげる方策を検討し、出院後も継続的な指導、支援等を行うことが期待される。

## イ 社会内処遇の担い手である保護司への支援

今回の調査から、性犯罪者の多様な特性や問題性を把握することや、長期間にわたり再犯に及ぶ可能性がある性犯罪者を社会内で処遇することの難しさがうかがわれた。加えて、強姦、強制わいせつの保護観察期間は長く、性犯罪の保護観察対象者の処遇を担っている保護司については、その負担は大きいと推察できる。第3章第3節において諸外国の取組として紹介した地域社会における専門家を含めたチームとしての働き掛けなどは、保護司への支援や、また広く今後の社会内処遇を考えるに当たって参考になると思われる。

## ウ 民間の相談機関等との連携

痴漢型の者の中には、刑事処分後も、短期間に繰り返し痴漢行為に及んでいる者が一定数含まれ、それらの者の中には、再犯をしないために、家族の協力を得ながら、民間の相談機関や医療機関を利用する者もいた。痴漢行為については、嗜癖的な側面があることもうかがわれることから、個々の者について、痴漢に至る背景事情や動機等を含めた問題性を明らかにし、それらの問題性に対応できる相談機関や医療機関等につなげることが必要である。

## エ 矯正・保護職員の専門性の地域社会への還元

矯正職員及び保護観察官は、日頃から性非行少年・性犯罪者の処遇に携わっており、多様な特性や問題性に応じた効果的な働き掛けについて、一定の知見を有している。

近年、少年による強制わいせつが増加傾向にあるが、性非行については、少年時の他の問題行動とは異なり、地域社会における相談窓口が必ずしも多くない。平成27年6月に少年鑑別所法が施行されて以降、少年鑑別所では、「法務少年支援センター」の名称の下、本来業務として地域援助業務に取り組むようになったことから、今後、地域援助業務を通して、少年鑑別所の職員が有している性非行・性犯罪に関する専門的な知見が、より一層地域社会に還元されることが期待される。具体的には、性非行等の問題性を抱えた少年及びその保護者に対する相談業務のほか、地域住民に対する講演、研修、学校関係者等へのコンサルテーション等の場面を通して、地域援助業務が有効に活用されることが望まれる。

## 4 最後に

性犯罪については、暗数が多いと言われている犯罪であること、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯罪であることなどから、その再犯防止を図ることは重要課題である。性犯罪の発

生を防止するためには、潜在化しやすい性犯罪について、早期に発見し適正に処罰していくことや、被害者の二次被害を防止するための施策、性犯罪者の処遇を含めた再犯防止のための施策など総合的な対策が必要であると言われている。近年、性犯罪の罰則の在り方に関して検討するために、法務省において、刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等からなる「性犯罪の罰則に関する検討会」が開催され、性犯罪を非親告罪とすることや強姦罪等の法定刑の見直し等について検討された。その検討結果として、平成27年8月に報告書が取りまとめられ、同報告書を踏まえ、法務大臣は、同年10月、法制審議会に対し、性犯罪の罰則に関する改正について諮問した。

今回の調査は、主として懲役刑の有罪判決を受けた性犯罪者に焦点を当て、再犯防止の観点から、それらの者の基本的属性、前科、再犯の状況、更には再犯に関連する要因の分析等を含め、幅広く検討したものであり、本報告が性犯罪者に対する再犯防止対策を考察する一助となることを期待するものである。